

佐倉中学校P T A規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、佐倉中学校父母と教師の会（略称佐中P T A）と称し、事務局を佐倉中学校内に置く。
- 第2条 本会は、佐倉中学校在籍生徒の保護者及び同校教職員を以て組織する。
- 第3条 本会は、父母と教師が一体となって協力し、佐倉中学校教育の充実振興をはかると共に、会員相互の親睦と教養の向上をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。
- (1) 教育研究活動の助成。
 - (2) 学校環境並びに設備の充実。
 - (3) 生徒の学習活動の助成。
 - (4) 生徒の保健安全と体力の向上。
 - (5) 生徒の校外生活の指導。
 - (6) 要保護生徒の就学奨励並びに援助。
 - (7) 研究会、後援会、懇談会などの開催。
 - (8) その他本会の目的達成のため必要と認めた活動。

第2章 役 員

- 第5条1 本会は次の役員を置き、任期を1か年とする。但し、再任を妨げない。補欠により就任した任期は、前任者の残任期間とする。
1. 会長 1名
 2. 副会長 4名
 3. 事務局 若干名
 4. 監査 2名
 5. 理事 若干名
 6. 評議員 若干名
- 第5条2 本会に顧問を置くことができる。
- 第6条 役員を選出は次の方法による。
- (1) 会長、副会長、事務局、監査は会員中より別途選考委員会を設けて協議し総会において承認を得る。但し、副会長1名は佐倉中学校教員を以てこれにあてる。
 - (2) 評議員は各学級より父母3名、さくら学級より2名、各学年より教師側3名を選出する。
 - (3) 理事は評議員の互選により、父母側は各委員会より1名を選出する。教師側は各学年主任を当てる。但し、必要に応じて評議員会の承認を得て追加することができる。
 - (4) 会長、副会長、事務局、監査の選考委員会は原則として本部役員（会長、副会長、事務局）、理事で組織する。
- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理し、必要に応じて各会議を招集する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその仕事を代行する。
 - 3 監査は、会計を監査する。
 - 4 評議員は、評議員会を構成する。
 - 5 理事は理事会を構成する。

第3章 機関及び委員会

- 第8条 本会は次の機関を置く。
- 1 総会
 - 2 評議員会
 - 3 理事会
 - 4 事務局
- 第9条 総会は毎年1回会長が招集し、次の事を行う。但し、理事会において必要と

認めた場合は臨時に開くことができる。また、評議員会或いは会員の3分の1以上の要望が合った場合は臨時に開かなければならない。

1. 総会は会員の過半数を持って成立し、総会での議決は出席者の過半数の賛同・賛成を持って成立する。
2. 第6条第1項の役員選出。
3. 予算および決算の承認。
4. 会則の改廃。
5. その他の理事評議員会で必要と認めた事項。

第10条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であって、会長の招集により、年間活動その他重要事項を審議決定する。

第11条 理事会は、総会、評議員会で委任された事項及び緊急を要する事項を審議決定し、具体的施策の立案執行に当たる。

第12条 本会に事務局を置く。
事務局は、会長の指揮を受けて事務を処理する。

第13条 本会に学年委員会を置く。学年委員会及び学年集会（学級集会を含む）に関する事項は別に定める。

第14条 本会に専門委員会を置く。専門委員会に関する事項は別に定める。

第4章 会 計 等

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を以てこれに充てる。

第16条 本会の経費は1世帯月額300円とする。但し、事情ある時はこの定めによらない。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 本会に慶弔規定を設け、これを別に定める。

第19条 本規約は総会の議決を経なければ改廃することはできない。

付 則

本規約は昭和32年1月施行、平成19年4月19日一部改正

◎学年委員会及び学年集会（学級集会を含む）に関する細則

第1条 学年委員会は、学年毎の諸問題について研究及び処理にあたる。

第2条 本委員会の構成は所属する学年の理事、評議員を以て組織する。

第3条 本委員会の役員は、学年毎に委員長1名、副委員長1名とする。但し、委員長は理事を以てこれにあてることを原則とする。

第4条 必要に応じて学年集会または学級集会を開くことができる。

◎専門委員会に関する細則

第1条 専門委員会は、本会の目的を達成するため、専門的に調査研究し、活動の推進をはかるための企画執行にあたる。

第2条 本委員会の構成は、理事、評議員を以て組織し、各所属については会長が理事会の承認を得て、これを委嘱する。但し、必要に応じて特別に委嘱することができる。

第3条 本委員会の役員は、委員会毎に委員長1名、副委員長若干名とする。但し、委員長は理事を以てこれにあてることを原則とする。

第4条 専門委員会は常置委員会と臨時委員会の二通りとする。

第5条 常置委員会は、次の通りとする。

- 1 教養委員会 会員の研修、教養の向上
- 2 保健委員会 保健安全活動の企画と実施
- 3 広報委員会 会員相互の関心の高揚と世論の喚起
- 4 校外委員会 生徒の校外指導の研究と企画実践

第6条 臨時委員会は必要に応じて臨時に設ける。

◎ 佐倉中学校PTA慶弔規定

第1条 規約第18条によりこの規定を設ける。

第2条 本規定の趣旨は会員の慶弔に関し、会として慶弔の意を表し、以て会員相互の親和をはかるものとする。

第3条 本規定による支出経費は本会の予算より支出するものとする。

第4条 本会は会員（父母と教職員）並びに生徒に対し、下記の規定によって慶弔の意を表する。

- 1 教職員の結婚について5,000円の祝い金を贈る。
- 2 会員の死亡について5,000円の香料と弔意を表する。
- 3 在校生徒の死亡について香料5,000円と生花1基を供え弔意を表する。
- 4 教職員又はその配偶者の出産について3,000円の祝い金を贈る。
- 5 教職員の配偶者、父母、子息死亡の場合及び前項以外でこれに準ずるものは理事会で協議する。

第5条 本規定改廃については評議員会で決定する。

付則 本規定は平成11年5月1日より適用する。

PTA組織構成表

